

失語症者向け 意思疎通支援者派遣事業

意思疎通支援者

利用のご案内

「失語症者向け意思疎通支援者」とは

厚生労働省のカリキュラムに沿って、高知県が主催する40時間の研修(失語症意思疎通支援者養成研修)を、受講して取得する資格です。

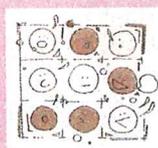
★失語症を理解し、会話をする技術を学び、身につけます。

★失語症の人と社会の橋渡しをします。



高知県内では、各市町村で令和4年度から派遣事業を始めます。

* 市町村により、事業の開始時期が異なるため、お住まいの市町村にお問い合わせください。



一般社団法人
高知県言語聴覚士会

このような時、失語症者向け意思疎通支援者がサポートします。



★会話の支援

ご友人との会話や、
外出した時の会話の
手伝い

★交通機関の利用

・切符の購入
・時刻表、アナウンス
の理解 などの手伝い

★受診の支援

・診察内容の理解
・希望や症状の説明
・支払いなどの手伝い

★会議や集会への参加

・会議内容の理解
・発言
などの手伝い

★公共施設の利用

・役所、金融機関で
手続き の手伝い

★買い物や 娯楽施設の利用

・趣味や余暇活動
などの手伝い



★その他、実施団体が
適当と認めた支援

「意思疎通支援者」利用方法

①お住まいの市町村役場または
高知県言語聴覚士会で申請を
行ってください。

* 失語症と判断できる「身体障害者手帳」、または「医師診断書」、「失語症に関する意見書」をお持ちの方は、ご持参ください。お持ちでない場合も、窓口でご相談ください。



②高知県言語聴覚士会は、登録し
ている意思疎通支援者との調整
を行い、ご本人にご連絡します。

利用料金

原則無料

失語症の人(申請者)に費用負担が生じる例

●映画・コンサート・食事などへ同行した場合
意思疎通支援者分の入場料 など

【お問い合わせ先】

一般社団法人 高知県言語聴覚士会
失語症者向け意思疎通支援事業事務局
担当者名:小松雅代

介護老人保健施設ヘルシーケアなはり
リハビリテーション課 内

TEL(0887)38-5566(代)

FAX(0887) 38-5564

E-mail: sitsugoisotsu.kochist@gmail.com